

2012春闘スタート

タクシー事業法を実現し労働条件改善へ

2012年1月24日～25日 第88回中央委員会を開きました（伊東聚楽H）



「賃金・労働条件の回復・改善へ力を合わせ闘おう2012春闘」の春闘スローガンを掲げて、全自交労連は1月24～25日に静岡県伊東市で第88回中央委員会を開き、月間原資1万円の賃上げ要求とともに、特措法に基づく減車の徹底、タクシー事業法制定に向け、2012春闘を全力を出し切り闘う方針を確立した。

中央委員会には、役員・中央委員・オブザーバー併せて150名が結集しました。犬飼政則副委員長の開会あいさつで始まり、高橋学資格審査委員長から、中央委員会の成立が宣言されました。議長に加藤（近畿）、尾崎（中部）の両中央委員を選出しました。

伊藤実中央執行委員長は、あいさつの中で「今年の3月11日に起きた東日本大震災で亡くなられた方々の哀悼の意を表しました。

また、全自交の組合員、家族に対して全国の仲間から物心両面で支援頂いたことに対するお礼を述べました。また、特措法施行から2年以上が経過して、大幅な減車が進まず、乗務員への賃金・労働条件の改善が反映されていないこと、新潟交通圏の事業者に対するカルテル認定への怒りと、下限割れ、定額運賃に固辞する事業者の排除など、特措法の課題、問題点を指摘し、タクシー事業法を是が非でも実現するように、春闘と合わせて取り組みを強化したい」と述べました。続いて、「2012春闘方針案」の提案で松永次央書記長は「2012春闘において、減車を拒む事業者や定額運賃事業者に対する追求を徹底して取り組むとともに、一層の減車を求め、そして減車の効果を賃金・労働条件に充当させるよう全力をあげる」とし、春闘の取り組みの基調として、①生活ができる賃金の確保②適正な賃金・労働条件の確立③大幅な減車の実現、低運賃の排除④春闘を通じた組織拡大を提起しました。「闘いの進め方は①要求提出は2月末日を目途とし、要求提出までにスト権を確立する②回答指定日は3月30日とする③闘いの山場は、全自交労連としてストライキを含む統一行動日並びに統一行動ゾーンを中央闘争委員会で設定する④春闘期間中にハイタクフォーラムをはじめ幅広い共同によってタクシー事業法実現への中央行動を実施すると提案しました。続いて、松永書記長より組織統制に関する経過報告があり、北坂隆生

統制委員長からは、統制委員会の審議経過と中央執行委員会で承認された統制処分内容が報告されました。春闘方針案に対する質疑では、「運転代行適正化法の改正・バス路線廃止に伴う代替輸送について」（福岡）、「カルテル問題で公取委前の抗議行動に全国の仲間が集結したことに感謝」（新潟）、「大震災の影響で営収の落ち込みが大きく退職者が多い」（青森）、キング労組の裁判勝利報告とお礼」（秋田）、「大震災で開催を悩んだが全力で招致した」（岩手）などの質疑を得て、春闘方針を全会一致で決定。その後、「春闘アピール」を採択し、北岡博文副委員長の閉会あいさつ、伊藤実中央執行委員長の春闘勝利への決意を込めた「団結がんばろう」で散会しました。

東京地連を除名、幹部 5 名に権利停止処分を決定

第 88 回中央委員会は、統制委員会と中央執行委員会での検討を経て提案された全自交東京地連に対する除名、及び全国大会ボイコットを主導した役員五名に対する権利停止処分を圧倒的多数の賛成により可決しました。また、中央委員会は、東京地連再建を全面支援することを確認しました。

昨年全自労連第 67 回定期大会において一部の大会参加者が中央執行委員長選挙と議事をボイコットしました。この大会は、被災地の復興大会と位置づけ、岩手地本と東北地連の仲間が被災にあいながらも、懸命に努力して開催した重要な大会でした。大会以降、各地連・地本から、「大会で発生した異常事態」の事実関係および厳正な対処を求める要望書ならびに意見が相次ぎました。また、11月14日に、突然、東京地連より、全自交労連の諸会議、諸行動には参加をしないとの文章が出されたことも含め、11月15日に開催した第 1 回中央執行委員会は、全自交労連規約第 29 条にもとづき統制委員会を設置し審議することを決定しました。統制委員会は、3 回にわたって開催され、まず大会ボイコットの事実関係について検証を行い、その責任問題について審議し、さらに、大会以降に東京地連が事実関係を偽った文書を組織内外に配布するなど、全自交労連に対する誹謗中傷を繰り返し、また、全自交労連の運動に参加することを拒否し続けている反組織的行為について審議を行いました。

再三、労連会議・行動に参加を呼びかけたがすべて拒否

なお、この間も全自交労連は、今回の組織問題は組織の内部問題であり、組織内の話し合いにより解決すべきであるとの立場で、東京地連に対し全自交労連の会議や運動への参加を粘り強く働きかけてきましたが、大会から 3 ヶ月を経過しても、全自交労連の会議、行動に参加することを拒否し続けました。東京地連は、彼らの文章などで、坂元前委員長を引きずりおろす陰謀があったなどと騒いでいますが、それこそありもしないことをでっち上げたデマそのものです。坂元前委員長には大会以前から中央執行委員長などにおける言動で、不信が拡がり、中執会議の場で公然と批判が噴出する状況が続いていました。本人

もそのことは分かっており大会の一ヶ月前には、地方の中執に対して、「自分に対抗が出れば東京地連は全自交を脱退する」と恫喝するという、委員長としてあるまじき行為までしていました。こうした坂元前委員長への強い不信感があったことは、ずっと前から東京地連選出の中執は認識をしていたことです。

公取委への抗議行動にも参加せず、春闘アンケートも拒否

11月15日、16日は、新潟交通圏の事業者が公正取引委員会よりカルテル認定をされたことに対し、新潟の仲間と共に全国の中執が集結をして公取引委員会前で抗議行動を行った重要な闘いにも参加をしませんでした。日交労が抗議行動に参加をして東京代表で声を挙げてもらいました。しかし、日交労が参加をした抗議行動に対し、東京地連は批判をしました。春闘に向けて、全国の仲間に春闘アンケートを実施しましたが、東京地連は、受けられないと拒否をしました。大切な春闘方針論議に、多くの東京の仲間の声が反映されなかったことは残念でなりません。(注)東京の日交労と睦交通ユニオンは快く引き受けて貰いました。

統制委員会の審議経過と結論

3回にわたる統制委員会は、具体的な審議対象事実として、①中央執行委員会の決定にもとづいて選挙を実施したにもかかわらず、中央執行委員会を主催し、かつ候補者であった坂元委員長(当時)が退場したこと、②一部の副委員長および中執が中央委員・代議員に退場を指示した行為、③公正立場で大会を守るべき議長(下田)および書記(阿部)の両名が責任を放棄し退場したこと、④本部専従者である杉下書記次長(当時)が職務を放棄したこと、⑤退場する東京地連の一人が東北からの参加者に向かって侮辱的、差別的暴言を投げつけたこと、⑥大会以降も東京地連が事実を偽った文章を組織内外に配布するなど、全自交労連の名誉を傷つける行為をとり続けていることについて取り上げました。

弁明の機会

審議の結果、坂元幸一委員長(当時)、藤野輝一副委員長、釘本健二副委員長、藤田正男中執、杉下文夫書記次長(当時)については、第1回統制委員会において、全自交労連規約第44条に定める弾劾処分(権利停止)に相当するとの結論に至り、第2回統制委員会において弁明の機会を与える旨を各人に通知しました。しかし、5名ともに何らの回答もなく、弁明機会そのものを拒否しました。第2回統制委員会は、大会および大会以降における東地連の反組織的な行為に対し審議を行い、規約第28条に照らして「除名処分に該当する」との全員一致の結論を得ました。この結論を踏まえ、全自交労連として東京地連に対し、1月23日の第3回統制委員会ならびに1月24日の第88回中央委員会におい

て弁明の機会を与えることを通知しました。しかしいずれの弁明機会にも東京地連からの出席がないため、中央執行委員会の決定をふまえて、二十四日の中央委員会において統制処分の提案が行われた。二十四日の中央委員会で説明をし、質疑を受け、無記名投票を行い、圧倒的多数（41対6）で5名に対する権利停止処分と東京地連の除名処分が可決されました。また、中央委員会の二日目に、東京地連の再建が提議され早急に東京地連を再建することが確認されました。